

佐賀県訓令甲第8号

本 庁  
現地機関

佐賀県個人情報保護条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県個人情報保護条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令  
(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第1条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第2（第4条、第5条関係）					別表第2（第4条、第5条関係）				
事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1～6 略					1～6 略				
7	佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例に関する事務			佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の	7	佐賀県情報公開条例及び <u>個人情報の保護に関する法律</u> に関する事務			佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律</u> に基づく <u>保有個人情報</u>

改正前					改正後				
				決定等に関する こと					の開示の 決定等に関する こと
8～21 略					8～21 略				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁 を受けるべき 事務	部長専決事 務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁 を受けるべき 事務	部長専決事 務	課長専決事務
略					略				
法務 私学 課	個人情報保 護の指導及 び助言並び に推進に関 する事務	略	個人情報保 護制度の運 営方針及び <u>プライバシ ーポリシー</u> に関するこ と	1・2 略	法務 私学 課	個人情報保 護の指導及 び助言並び に推進に関 する事務	略	個人情報保 護制度の運 営方針に関 すること	1・2 略
略					略				

（保健福祉事務所処務規程の一部改正）

**第2条** 保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6)の2 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p><b>第2条</b> 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6)の2 略</p>

改正前	改正後
<p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(8)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(8)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県衛生薬業センター処務規程の一部改正）

**第3条** 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和37年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第2条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第2条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2 略</p>

（佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正）

**第4条** 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年佐賀県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（園長等の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>	<p>（園長等の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正）

**第5条** 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県林業試験場処務規程の一部改正）

**第6条** 佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県土木事務所処務規程の一部改正)

**第7条** 佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(4)の3 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）による公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>による<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(5)～(41) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(4)の3 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）による公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>による<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(5)～(41) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この訓令による改正後のそれぞれの訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。